

持続可能な地域力創造 支援費補助金 募集中！

令和
7年度

持続可能な地域社会を実現するため、
地域運営組織等が行う地域の活力維持や
集落再生に関する取組を支援します。

募集期間

令和7年
2025. **6.6** **金** ▶ **6.30** **月**

※最終日午後5時まで(必着) 応募方法は裏面に掲載。



地域団体等が

単体で地域活動を行う場合

補助金 上限 **20** (1/2以内) 万円

大学や企業と連携・協働して地域活動を行う場合

補助金 上限 **50** (1/2以内) 万円

■ 対象事業例

- 地域の特産品を活用した新しい商品開発
- 地域環境や地域資源をもとにした新たなイベントの実施
- 地域の魅力向上のPR動画作成
- 地元企業における職業体験会の開催
- デジタル技術を活用した高齢者の見守りサービスの構築

※この他にも対象になる場合がありますので、まずは
ご相談ください。

■ 補助対象者

主体的に地域の問題解決に取り組む地域運営組織等(住
民団体、特定非営利活動法人、企業等を含む。)

■ 募集要件

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- ① 地域住民と連携・交流し、実施する活動であること
- ② 自ら提案し、実現可能であること
- ③ 補助対象事業完了後も、自立的に継続できる活動であること
- ④ 大学や企業等(連携団体という。)と協働する場合は、連携団体が事後報告会又は活動記録を作成すること

※連携団体：大学、大学院、短期大学、高等専門学校、
専門学校の学生等3人以上で構成する団体又は
企業の3人以上で構成する団体。

提出先
問合せ先

徳島県企画総務部 地域連携課 地域創生担当

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地 TEL:088-621-2361 FAX:088-621-2830

✉ chiikirenkeika@pref.tokushima.lg.jp

詳細はWEBで▶



応募の流れ

● 事前準備 (質問方法)

徳島県公式ウェブサイト(下記QRコード)から、本事業の詳細や必要書類についてご確認ください。また、書類の記載方法、ご不明な点があれば「徳島県企画総務部地域連携課地域創生担当」までメールでご相談ください。

■ お問い合わせメール E-mail: chiikirenkeika@pref.tokushima.lg.jp

公平性を期すため、**電話・FAXを使った問合せは行わないこと**。なお、件名は「【事業者名】徳島県持続可能な地域力創造支援費補助金への問合せ」とし、回答が可能なものについて、受信から5日以内に徳島県ホームページで回答します。(土・日・祝日は除く)

■ 公式ウェブサイト

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kurashi/chihososei/7304630/>



● 提出先

申請に必要な書類を揃え、募集期間内「令和7年6月6日(金)～6月30日(月)」に下記の提出先まで郵送又は持参してください。(※6月30日(月)午後5時必着)

【南部圏域】 徳島県南部総合県民局地域創生防災部<美波> みなみ阿波振興担当
〒779-2305 海部郡美波町奥河内字弁才天17-1 TEL.0884-74-7298

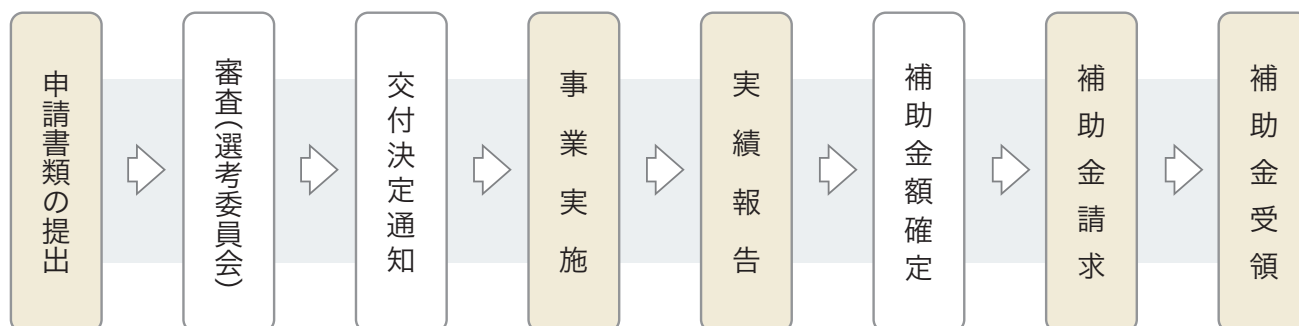
【西部圏域】 徳島県西部総合県民局地域創生観光部<美馬> にし阿波振興担当
〒779-3602 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73 TEL.0883-53-2396

【上記以外】 徳島県企画総務部 地域連携課 地域創生担当
〒770-8570 徳島県 徳島市万代町1丁目1番地 TEL.088-621-2361

補助対象経費

- **報 償 費**: 外部講師や外部専門家等への諸謝金など
- **旅 費**: 外部講師、連携団体の交通費及び宿泊費など
- **消耗品費**: 用紙・封筒・文具・作業用具類・燃料費など
- **使用料及び賃借料**: レンタカー代、会場使用料など
- **役務費**: 講師との連絡調整や参加者募集のための郵便料・ボランティア保険料等・広告料など
- **委託料**: ウェブサイトの制作・更新委託料、システム設計開発委託費など

補助金交付までの流れ



● 審査結果の通知

応募された事業計画の審査結果については、採否に関わらず、令和7年6月中旬(予定)に文書により通知するとともに、採択された事業計画の概要について、徳島県ホームページで公表します。

● 実績報告書の提出

補助金交付決定の通知を受けた団体等は、補助事業完了後、実績報告書を所定の期間内に徳島県へ提出すること。なお、内容の精査により交付決定額の減額や交付が取消される場合があります。

● 補助金の交付

徳島県は、実績報告書の内容を審査し、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書により通知し、補助金を交付します。